

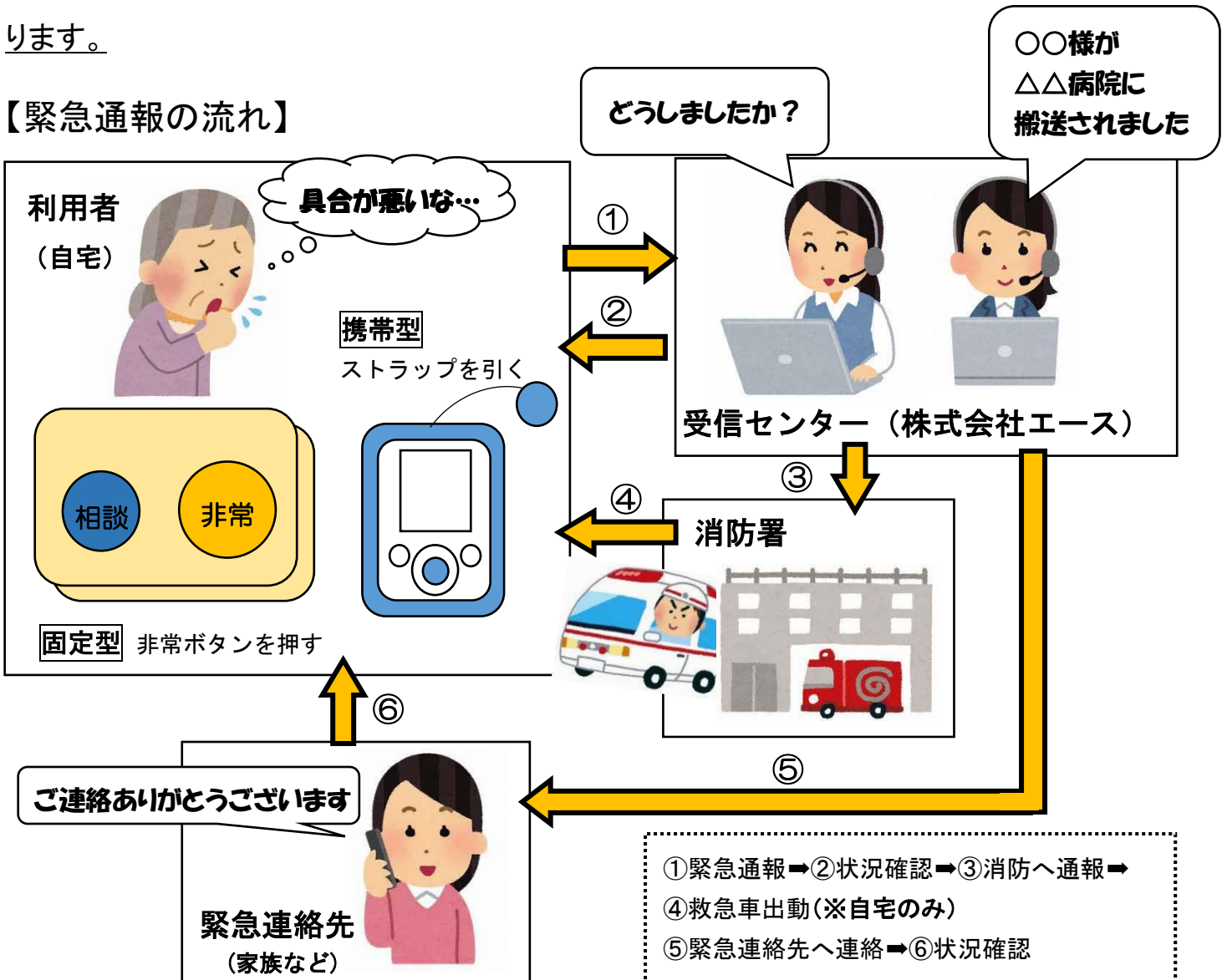
# 緊急時通報システムについて

## 【緊急時通報システムとは？】

病気やケガなどの緊急時に「非常ボタン」を押す、または「緊急ストラップ」を引くと、受信センター(株式会社エース)につながり、救急要請をすることができる装置です。緊急時以外にも健康上の相談が24時間いつでもできます。緊急通報装置は、自宅の電話回線を利用する「固定型」と携帯電話回線を利用する「携帯型」があります。

ただし、「携帯型」を利用することができる方は、自宅に電話回線を持っていない方に限りません。

## 【緊急通報の流れ】



## 【利用できる方】

市内に居住し、次のいずれかに該当する方とする。

1. 65歳以上のひとり暮らし高齢者
2. ひとり暮らしで、障害の程度が1級から3級までの身体障害者手帳の交付を受けている方
3. 65歳以上の高齢者または障害の程度が1級から3級までの身体障害者手帳の交付を受けている方のみで構成される世帯に属し、日常生活において身体的または精神的に不安があり、世帯員に緊急事態が発生したとき、対処できないことが予想される方
4. 世帯員の就労等により、前の1から3と同様の状態となる方（世帯の状況によって、対象となる場合がありますので、ご相談ください。）

## 【利用者負担額】

ご利用いただく場合、利用料として下記の金額をご負担いただきます。

| 利用者区分              | 利用者負担額    |            |
|--------------------|-----------|------------|
|                    | 固定型       | 携帯型        |
| 生活保護法による被保護世帯に属する方 | 0円        | 0円         |
| 世帯全員が市町村民税非課税である方  | 0円        | 年額 6,336円  |
|                    |           | 撤去費 1,650円 |
| 市町村民税が課税の世帯に属する方   | 年額 3,600円 | 年額 9,936円  |
|                    |           | 撤去費 1,650円 |

### 問合せ先

|     |          |        |                |
|-----|----------|--------|----------------|
| 久喜市 | 高齢者福祉課   | 高齢者福祉係 | (0480-22-1111) |
|     | 菖蒲行政センター | 菖蒲福祉係  | (0480-85-1111) |
|     | 栗橋行政センター | 栗橋福祉係  | (0480-53-1111) |
|     | 鷺宮行政センター | 鷺宮福祉係  | (0480-58-1111) |